



おしえて！りそにや。

制度〈基本〉

運用・商品〈基本〉

運用・商品〈実践〉

その他

掛金の税制優遇の手続きはどうなっているの？

企業型確定拠出年金の「マッチング拠出」や「iDeCoの掛金」には税制優遇がありますが、税金に関する手続きはどのようになっているのでしょうか？



「マッチング拠出」やiDeCoの「事業主払込」の方は、源泉徴収票で確認できます。

「マッチング拠出」やiDeCoの「事業主払込」をご利用の方は、通常は毎月の給与の支払時に「所得控除」の手続きが都度行われていますので、ご自身での手続きは不要です。勤務先が年末または年明けに発行する「源泉徴収票」に、確定拠出年金に関する年間の所得控除額が記載されていますので、忘れずにチェックしておきましょう。

★ご自身で掛けた年間の掛金は、「所得控除の額の合計額」に含まれ所得から差し引かれる為、その分、課税対象の金額が小さくなり、税金が軽減されています。

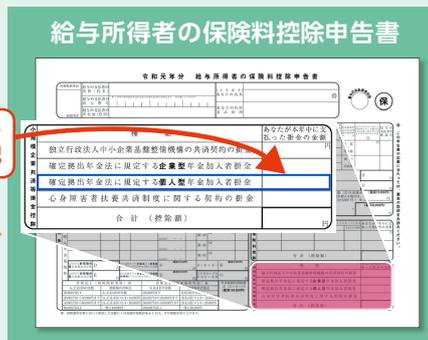
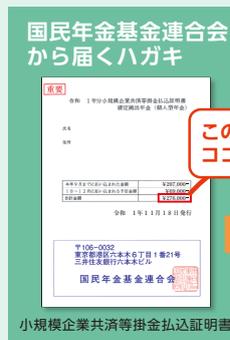
給与所得の源泉徴収票

令和 年分	給与所得の源泉徴収票
給与・賞与	6,000,000
所得控除の額の合計額	4,260,000
源泉徴収額	1,606,000
課税所得	1,734,000
源泉徴収率	12.0300%
源泉徴収税額	120,300
社会保険料等の金額	276,000
合計	1,116,000
生命保険料の控除額	100,000
地震保険料の控除額	10,000
住宅ローン等特別控除の額	50,000

ココに反映
ココをチェック(1年間の掛金合計)

iDeCoの「個人払込」の方は年末調整の手続きが必要です。

年末調整は、国民年金基金連合会から毎年10月末頃に届く「掛金払込証明書」に記載されている「合計金額」(予定額を含む)を「保険料控除申告書」に転記して行います。



「小規模企業共済等掛金払込証明書」を添付して、会社に申告書を提出

「小規模企業共済等掛金控除」の「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」欄に記載する。

会社に提出

自営業者等の方は確定申告の手続きが必要です。

iDeCoにご加入の自営業者等(第一号被保険者)の方や、10月以降に初めて掛金を納付された等で年末調整間に合わなかった方は、翌年、ご自身で税務署の確定申告の手続きが必要です。

確定拠出年金加入者サイトでは、皆さまの資産状況、運用商品状況のご確認、将来の受取金額シミュレーション、各種お手続きを行っていただけます。



<https://www.resona-tb.co.jp/401k/>



サイトで自身の年間の掛金額を確認しよう!

パスワードをお忘れの方はこちらからお手続きできます。お取引状況のお知らせ右上に記載の口座番号が必要です。

2019年12月発行
りそな銀行 年金業務部 確定拠出年金室
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1

本レターに関するお問合せ先
りそな銀行 確定拠出年金コールセンター
☎ 0120-401-987+「2#」
※海外からは国際フリーダイヤルをご利用ください。

りそな銀行 ホームページ
<https://www.resonabank.co.jp/>

本レターの無断引用・転載はお断りします。